

※ このご案内は、飲食店以外の施設の管理者の方を対象に送付しております。以下に記載している協力要請及び協力金の対象は、仙台市内の新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条に定められた飲食店以外の施設であって、建築物の床面積が1,000㎡を超えるもの（以下、大規模施設といいます。）及びそのテナント事業者のみとなりますのでご注意ください。

仙台市内における大規模施設の管理者及びそのテナント事業者の皆様へ

宮城県では、9月12日までを緊急事態宣言の期間とされておりましたが、この度、「まん延防止等重点措置」の適用を受け、その期間が令和3年9月13日から9月30日までとされたことから、これまで実施してきた対策について一部を継続することとしました。

つきましては、仙台市内の大規模施設の管理者及びそのテナント事業者の皆様を対象とし、令和3年9月13日（月）から令和3年9月30日（木）営業分まで、営業時間短縮の協力要請を行うこととしました。

今回の令和3年9月13日から令和3年9月30日営業分までの営業時間短縮要請に全面的にご協力いただいた大規模施設の管理者及びそのテナント事業者の皆様には、協力金を支給いたします。

また、支給額等の詳細につきましては、裏面に記載しております。

なお、大規模施設の管理者の皆様におかれましては、お手数をおかけして大変申し訳ございませんが、貴施設のテナント事業者に対して本内容をご周知くださいますようお願い申し上げます。

宮城県では、引き続き、新型コロナウイルス感染症の収束に向けて県民の皆様と一丸となって取組を進めてまいりますので、どうかご理解をいただき、ご協力をお願いいたします。

令和3年9月10日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〈お問い合わせ先〉

担当課連絡先 宮城県復興・危機管理部復興・危機管理総務課

時短要請に関すること 宮城県時短要請相談窓口 022-774-7047
(受付時間 平日9:00~17:00)

※協力金の申請時期や申請方法等については、後日宮城県のホームページ等でお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた 大規模施設に対する営業時間短縮の協力要請（第3期）について

宮城県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、仙台市内の大規模施設を対象として、以下のとおり営業時間短縮の協力要請を行います。

1. 営業時間短縮の協力要請について

1	対象期間	令和3年9月13日(月) から 令和3年9月30日(木) 営業分まで																									
2	対象施設	① 建物の床面積の合計が1,000㎡を超える下表の施設 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象施設</th> <th>令11条1項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">A</td> <td>劇場・観覧場・演芸場・映画館等</td> <td>4号</td> </tr> <tr> <td>集会場・公会堂等</td> <td>5号</td> </tr> <tr> <td>展示場・貸会議室・文化会館・多目的ホール等</td> <td>6号</td> </tr> <tr> <td>ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）</td> <td>8号</td> </tr> <tr> <td>運動施設・遊技施設（体育館、ボウリング場、スポーツクラブ等）</td> <td>9号</td> </tr> <tr> <td>博物館・美術館等</td> <td>10号</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">B</td> <td>大規模小売店・ショッピングセンター・百貨店・家電量販店等（生活必需物資を除く）</td> <td>7号</td> </tr> <tr> <td>マージャン店・パチンコ店・ゲームセンター等</td> <td>9号</td> </tr> <tr> <td>個室ビデオ店・個室付浴場業に係る公衆浴場・射的場・勝馬投票券販売所・場外車券売場等</td> <td>11号</td> </tr> <tr> <td>スーパー銭湯・ネイルサロン・エステティック業・リラクゼーション業等（生活必需サービスを除く）</td> <td>12号</td> </tr> </tbody> </table>		対象施設	令11条1項	A	劇場・観覧場・演芸場・映画館等	4号	集会場・公会堂等	5号	展示場・貸会議室・文化会館・多目的ホール等	6号	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	8号	運動施設・遊技施設（体育館、ボウリング場、スポーツクラブ等）	9号	博物館・美術館等	10号	B	大規模小売店・ショッピングセンター・百貨店・家電量販店等（生活必需物資を除く）	7号	マージャン店・パチンコ店・ゲームセンター等	9号	個室ビデオ店・個室付浴場業に係る公衆浴場・射的場・勝馬投票券販売所・場外車券売場等	11号	スーパー銭湯・ネイルサロン・エステティック業・リラクゼーション業等（生活必需サービスを除く）	12号
			対象施設	令11条1項																							
A	劇場・観覧場・演芸場・映画館等	4号																									
	集会場・公会堂等	5号																									
	展示場・貸会議室・文化会館・多目的ホール等	6号																									
	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	8号																									
	運動施設・遊技施設（体育館、ボウリング場、スポーツクラブ等）	9号																									
	博物館・美術館等	10号																									
B	大規模小売店・ショッピングセンター・百貨店・家電量販店等（生活必需物資を除く）	7号																									
	マージャン店・パチンコ店・ゲームセンター等	9号																									
	個室ビデオ店・個室付浴場業に係る公衆浴場・射的場・勝馬投票券販売所・場外車券売場等	11号																									
	スーパー銭湯・ネイルサロン・エステティック業・リラクゼーション業等（生活必需サービスを除く）	12号																									
② ①の一部を賃借するテナント等																											
3	対象区域	仙台市全域																									
4	要請内容	午前 5 時から午後 8 時までの営業時間短縮 (映画館及びイベント開催時については午後9時まで) ※ 酒類の提供は終日停止とする。																									

- 時短要請相談窓口：022-774-7047 【受付時間 平日9:00～17:00】
- 営業時間の短縮要請の期間中は、職員等が実地の働きかけ等を行いますので、その際には、ご協力をお願いいたします。
- 業種別のガイドラインを遵守するなど適切な感染防止対策の実施をお願いいたします。
- 大規模商業施設（新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条第7号の施設）においては、入場整理（人数管理・制限、誘導等）を徹底されるようお願いいたします（法第31条の6第1項の要請）。

2. 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金【大規模施設等】について

令和3年9月13日(月) から令和3年9月30日(木) 営業分までの営業時間短縮の要請に全面的にご協力いただいた方に協力金を支給いたします。協力金の申請に関する詳細は後日お知らせいたします。

なお、従前から午前5時から午後8時までの範囲で営業している施設は、営業時間短縮の協力要請の対象外となり、協力金の申請はできません。

支給額 ※支給要件の詳細は県ホームページ等でお知らせします。

① 大規模施設等

自己利用部分面積1,000㎡毎に20万円/日×時短率(※)×18日

② ①のテナント等（①が営業時間短縮要請に応じている場合に限る。）

100㎡毎に2万円/日×時短率(※)×18日 ※ 時短率：要請に応じて時短した時間/本来の営業時間

宮城県新型コロナ対策実施中ポスター



協力金の申請に当たっては、適切な感染防止対策を実施のうえ、宮城県ホームページから電子申請して取得したこのポスターを掲示する必要があります。

ポスターは、下記サイトから申請することで、ダウンロードできます。
宮城県ホームページ [🔍 宮城県新型コロナ対策実施中ポスター](#) で検索

※ポスターを既に取得しており掲示している場合は、改めてポスターを申請し取得する必要はありません。以前取得したポスターをそのまま掲示願います。

○ポスターについてのお問い合わせ先 別紙のとおり